

スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2016年1月28日発行 第58号

居場所づくり勉強会 第40弾！

～途上国の貧困問題に向き合う・フィリピンの貧困の現状 part2～

昨年7月、フィリピンの貧困問題について、介助者の築瀬仁志さんより話をしてもらいました。築瀬さんは2014年9月から半年間、フィリピンのマニラでストリートチルドレンの支援をするNGOでボランティアをしておられました。そのとき出会った路上で暮らす子どもたちのこと、スラムでの生活、農村や漁村の貧困など具体的で厳しい現実を知らされる勉強会でした。その日は時間の都合で一部が割愛されてしまったのですが、もっと続きを聞きたいという声がたくさんあったため、このたびパート2を行います。

今回は路上で暮らすある家族（ストリートファミリー）を取り上げ、フィリピンの現状を知ります。また同時に、日本に暮らす私たちの生活を顧みて、途上国の貧困と自分たちの暮らしの関係について考えを深めたいと思います。前回参加することができなかった方も、ぜひ聞きにきてください。

スピーカー：築瀬 仁志さん

日時：2月23日（火）14：00-16：00

場所：日本自立生活センター事務所

参加費：無料

担当：横川



こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。もちろん腰痛予防にもいいですよ！ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。

★ヨガ：全身をうごかすヨガ

日時：2月15日（月）

17:00-18:15 (OPEN16:45)

場所：油小路事務所2F

持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費：無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：横川

ご意見・企画のアイデアなど大歓迎！バックナンバーはホームページ↓で読むことができます。

TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

居場所づくり勉強会第38弾報告

～今福さんトークライブ “これからのバリア&バリアフリー運動”～

12月18日（金）14：00～日本自立生活センター事務所にて、アクセス・ジャパン代表の今福義明氏を迎えて勉強会が行われました。

今福氏は、元々京都で活躍をされておられたのですが、20年ほど前に東京に行かれ、全国的なバリアフリー化を目指す活動をされておられます。今回の勉強会は、この春に「障害者差別解消法」施行を迎えるあたり、これからのバリアフリーやアクセスが障害者にどのような影響をもたらしていくのか？というものでした。私たち障害のあるものにとって、「差別解消法」は、とても、とても期待している、待ちに待った法律だと思っていました。ところが、今福さんから出された表題は「差別解消法は、時期尚早だった？」というものでした。驚きでした。しかし、内容を聞いてなるほど...でした。

全国各地でバリアフリーに関する条例や、法律ができる中で、その内容を理解せずに、言葉だけの対応をする人たちが多いこと。条例や法律は、「私たち障害者も普通に公共交通機関を利用できること」というもののはずが...その法律の解釈を誤り、逆に乗車拒否されてしまうことが起こっているのだと、事例を交えて分かりやすくお話されました。

差別解消法の施行をこの春を迎えるにあたり、私たち障害のある者はこれまで以上に声をあげていく必要があります。法律を盾に新たな差別に巻き込まれないように...。これまでは、「私たちのことを私たち抜きに決めないで！」と訴えてきましたが「私のことを私抜きで勝手に決めるな！」の方が大事な時代に来ているのです。なぜなら、私たちだとしても私たちの中からはみ出す人が必ずでてきてしまうからです。だから、私のこと、勝手に決めないで！が大事なのだと思います。

(小泉浩子)

【予告】第30回国際障害者年連続シンポジウム 差別解消法がはじまるよ！ ～わたしたち、あなたたちにできること～

昨年に引き続き、「差別解消法は、時期尚早だった？」と言われている今福義明氏をお呼びします。この春に施行される「差別解消法」を前に、自分たちの身の回りに降りかかる差別をどう考え、どう対処していくのがいいのか？ みんなで考えていける場所にしたいと思っています。

JCIL 劇団も登場するかも？ 詳細は来月のスキマタイムズで！

◆日時：3月27日（日）10:30 - 16:30（10:00開場）

◆会場：京都アスニー3F第8会議室（京都市中京区聚楽廻松下町9の2）

◆資料代：500円 ◆要約筆記あります

◆主催：「国際障害者年」連続シンポジウム運営・実行委員会

住所：京都市南区東九条松田町28 メゾングラス京都十条101 日本自立生活センター内

電話：075-671-8484 FAX：075-671-8418 メール：jcil@cream.plala.or.jp



みんなの忘年会

2015.12.15

総合支援法に変わったよ！ えっ、ほんま？Part47

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



ふるふるっ。うーん。寒い！冷え込むねっ！

それを言うなら、大寒やね…

まあまあ、それはそれとして、まもなく新年度。
何か変わるかなあ。

なんか言うてたね。確か、入院時も介助を使えるよう
になる、とかの話やんね。

早くしてほしいよ～。
障害が重度であればあるほど、入院によって
悪化させたりすることあるんだよ～。

えっ！？
みんなが使えるようになるんとかやうの？

そうなんかあ。今の入院時コミュニケーション
支援の対象者の範囲もけっこう狭いもんね。

そっか。つまり、コミュニケーション支援と
見守りが原則、ということなんやね。

そやけどやっぱり、入院中でも介助が必要な人がいる
ことわかってほしいんやけどな～

障害者制度改革について
勉強中のタクオさん
小難しいこともやさしく(?) 解説



そやね～ かんにんしてくだされ、代官さまって感じだね。

……

制度的には、何かが急に変わるということはないかな。
ただ、前もいったけど、総合支援法3年後の見直しがあ
ったので、ちょっとだけ変わっていくところもある。

そうそう。大きいのは、その入院時の話だね。でも、いろ
いろお役所の中で手続きが必要だから、今度の4月から
すぐに使えるようになるわけではないよ。

まだちゃんと決まってない。けど、手続きに一年くらい
かかるんじゃないかな、と思う。そうすると今度の、も
う一つ次の4月かな。あとね、対象者もどうなるかな…

うん。まずは、重度訪問介護の利用が前提。つまり、
地域で普段から長時間介助を利用している人。短時間
の居宅介護だけや、もともと入院している人は対象外。

うん。特定の慣れたヘルパーでないと、介助ができない、とい
う重度障害者が基本的には想定されていると思う。看護師の介
助でまにあう人までは想定されてないかも。だから基本的には、
看護師がやるべき業務を代替してはダメ、というのは変わらない。
あと、洗濯等、身の回りのことが不自由だから使いたい、
というのも基本的には違う。今の、入院時コミュニケーション
支援事業の役回りとはほぼ同じだと思う。

おそらくね。「完全看護」という建前は崩れないだろう
から。重度訪問介護の利用者全員が対象となるかもわか
らない。これからつめていくんだと思う。

障害ある女性の声 国連に届け



渡航前の準備と現地での動きを話し合う「DPI女性障害者ネットワーク」のメンバーら＝東京都千代田区

伝えることが「差別なくす第一歩」

障害のある女性たちの声を国連に直接届けようと、市民団体が渡航費用の寄付を募っている。めざすのはスイスのジュネーブで開かれる女性差別撤廃委員会だ。障害者であり、女性であることで複合的な差別を受ける「生きにくさ」の現実を知ってもらいたいという思いがある。

寄付を呼びかけているのは、障害をもつ女性を中心に活動する「DPI女性障害者ネットワーク」（東京）。昨夏の事前作業部会に初めて視覚障害のある女性と介助者を派遣して「生の声」を伝え、手応えを感じた。そこで、2月中旬の

- 調査に寄せられた声
- 母の恋人に入浴介助をされ、胸などを触られた（30代、肢体不自由）
 - 「障害女性だから無理して働く必要はない」と周りに言われた（30代、聴覚障害）
 - 生理が始まった中学生の頃、母親から「生理はなくてもいいんじゃないの」と言われた。子宮を取るという意味だった（40代、肢体不自由）
 - 妊娠した時、医者と母親から堕胎を勧められた（40代、視覚障害・難病）
 - 義兄からセクシュアルハラスメントを受けたが誰にも言えない（50代、視覚障害）
 - 結婚に反対する義母に「家族に障害者はほしくない」と言われた（50代、肢体不自由）

見えぬ被害 性的暴力も

狙う。国連から日本政府への働きかけを促し、国内の状況を改竄させていきたいという。背景には、障害のある女性への深刻な差別がある。同ネットワークは2011年度に「障害のある女性の生きにくさに関する調査」を実施し、当事者の声を集めた。表。

市民団体、渡航費寄付募る

寄付の目標金額は180万円。同ネットワークの活動資金からも別途50万円を支出する。自費で渡航する人を除き、8人分の往復の飛行機代と宿泊費、翻訳などの資料作成費に充てる。食費や旅行保険などは派遣される人が自己負担するという。

障害者の人権問題に詳しい大阪市立大非常勤講師の松波めぐみさんは「障害のある女性が現合差別の実態を国連で伝えることは、国際的な注目を集めるだけでなく、当事者の力を引き出すことにもつながる。帰国後に各地で報告会などを開

が性的被害を経験しており、性暴力の訴えもあつた。介助や医療の場での被害が多く、なかなか声を上げられない実態が浮かび上がった。

渡航を予定している五位瀬真美さん(仮)は、脳性まひのため介助を受けながら暮らす。「障害のある女性への差別はなかなか表に出てこなかった。日本の現状を私たちの声で直接届けたい。知ってもらえることが差別をなくす第一歩になると思う」と話す。

すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

12月11日、京都で国連女性障害者差別撤廃委員会ロビーイング活動報告会が開催され、DPI女性ネットワークの藤原久美子さんと浜島恭子さんのお話を伺いました。当事者がロビー活動をすることで、国連の委員さんが日本の女性障害者に対する差別的な状況を知り、日本政府に対して問題提起することができるのだそうです。国連の委員さんは多忙で、外国にいなから日本の調査するため、NGOや当事者の意見は貴重です。また、女性差別についての専門家でも女性障害者に対する複合差別のことについて詳しいとは限らないため、日本から障害のある女性が出向いて説明したことは大きな意味があったということでした。右に記事のとおり、2月にジュネーブで女性差別撤廃委員会が行われるため、またDPIから当事者が派遣される予定です。今後の動きも注目したいですね！